



伊方町・瀬戸町合併協議会だより



チ。ラ。リ

～個性あふれるまちづくりへ～

第3号 平成15年3月20日発行

○発行：伊方町・瀬戸町合併協議会

○編集：伊方町・瀬戸町合併協議会事務局

○事務局：西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内 ☎0894-38-2670

第3回 合併協議会の開催



3月17日(月)午後2時から伊方町役場全員協議会室において第3回合併協議会が開催されました。

先に開催された各小委員会で協議された協議項目について内容の報告があり、具体的な調整方針(案)が協議会に提案されました。

第二回(法定)住民小委員会

瀬戸町役場 三階小会議室
平成十五年三月三日(月)
十三時～

○公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

①二町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後に速やかに統合するよう調整に努める。

②二町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

③独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとす。

○行政連絡機構の取扱い

①行政区の区域、名称については原則として現行のままとす。

②区長会の制度については、合併後速やかに新町の区長会として統一する。

③区長会の名称、報酬、補助金等については統一時に調整する。

・町広報紙発行日、町政モニター等については継続して審議する。

○町字名の取扱い

両町の字の名称については、現行どおりとする。

住所表示の「甲乙」については、整理が可能か調査し、継続して審議する。

○慣行の取扱い

合併後、新町において検討委員会を設置し、町章、花、木、憲章等について検討する。

名誉町民等、二町の発展に卓越した功績者にあつては、新町においても長く伝承していくこととするが、名誉町民顕彰制度等については新町において検討する。

○地方税の取扱い

1、課税税率について

地方税(国民健康保険税を除く)の税率は二町とも同じであるため現行のまま新町に引き継ぐものとする。

2、不均一課税の特例について
不均一課税は行わない。

3、公益等による課税免除等

公益上その他の事由により課税を免除している者等にあつては、現行のまま新町に引き継ぐものとし、合併後速やかに免除理由の再調査を行い、適正化を図るものとする。

4、納期について

継続審議

5、納期前納付報奨金

継続審議

第二回(法定)総務小委員会

伊方町役場 三階会議室
平成十五年三月四日(火)
十四時～

○一般職員の身分の取扱い

伊方町、瀬戸町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条の規定によりすべて新町の職員として引き継ぐものとする。

①職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

②職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、適正化を図る。

③職階については、職名と共に級分類を調整し適正化を図る。

④職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、適正化を図る。

○条例・規則の取扱い

二町に共通して制定されている内容に差異のない条例・規則については、現行の例により新町において制定するものとし、二町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び一町のみ制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。

○補助金、交付金等の取扱い

専門部会で調査・検討し、提出された資料と、公共的団体等の取扱いも考慮し、継続して審議する。



条例整備の考え方

①即時施行する条例

町長職務執行者が新町発足と同時に専決処分により制定の必要のあるもの

②漸次施行する条例

町長職務執行者の専決処分になじまないもの又は新町発足後逐次制定すればよいもの

③暫定施行する条例

暫定条例として一定の地域に暫定的に施行させるもの

④廃止する条例

事務事業の調整により廃止が決定しているもの、合併前に失効が決まっているもの

第一回(法定)企画小委員会

瀬戸町役場 三階小会議室
平成十五年三月五日(水)
十四時～

○地域審議会の取扱い

合併特例法第五条の四第一項の規定により、旧町村の区域ごとに新町が処理する該当区域に係る事務に關し、新町長の諮問に依りて審議し又は必要と認める事項について意見を述べ(地域)審議会を置くことができる。

合併協議会において審議会の設置の有無及び構成員の定数、任期等を協議する必要がある、継続して審議する。

○町民意向調査(アンケート)

- 1、調査対象者
伊方町、瀬戸町の全世帯
- 2、配布数
三、六七二票
- 3、有効回収数
一、四八五票
 - ・伊方地区 六五〇票
 - ・町見地区 三一五票
 - ・三机地区 二六七票
 - ・四ツ浜地区 二〇八票
 - ・無回答 四五票
- 4、有効回答率
四〇・四%
- 5、調査方法
郵送調査
- 6、調査期間
平成十五年一月二十五日
～二月二十四日

(詳細、分析結果は次号以降に掲載)



○伊方町・瀬戸町新町将来構想

- 1、構想策定の目的
長期的な展望に立った地域発展のため、お互いの特性を生かした『キラリと光る』まちづくりに向けて、両町合併による新町の将来像を明らかにするものであり、新しいまちづくりビジョンを作成することを目的に策定する。
- 2、構想の期間
平成十六年十月～二十七年三月
合併から十年間
- 3、策定方法
両町の総合計画をはじめ、国・県などの上位計画等を踏まえながら、伊方町・瀬戸町合併協議会で検討を行い策定する。

第二回(法定)行政組織小委員会

伊方町役場 四階全員協議会室
平成十五年三月七日(金)
十四時～

○新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置は、伊方町湊浦一九九三番地の一とする。

○一町の現事務所を活用する。

②事務所の位置については、住民の利便性及び効率性等を考慮し、現伊方町役場庁舎の位置とする。

③過重な投資を避けるため、合併に伴う新庁舎建設はしない、現有施設を必要最小限改修するなど活用することとする。

④現瀬戸町役場庁舎については、住民の利便性の低下を招くことのないよう、必要な機能を有した総合支所とし、その内容は機構及び組織の取扱いにおいて調整する。

○特別職の身分の取扱い

特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬について法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

①法令の定めるところにより、町長ほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。報酬の額は現行の報酬額をもとに調整する。

②教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については法令の定めるところによる。



③審議会、委員会等の附属機関については、二町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは原則統合する。一町のみ設置しているものは必要に応じて設置する。委員数、任期、報酬等は現行の業務に照らし合わせて調整する。

④その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要があるものは現行の任期、報酬等は現行の業務に照らし合わせて調整し、新たに設置する。

⑤新町の職務執行者については、合併までに二町の長が別に協議して定めるものとする。

○一部事務組合等の取扱い

事務の共同処理、公社、第三セクター等について存続、再編や業務内容などについて今後調査・検討を行い継続して審議する。

平成15年度 伊方町・瀬戸町合併協議会会計予算

1. 歳入 (単位:千円)

款	項	金額	摘要
1 負担金	1 負担金	21,464	町負担金(1町10,732)
2 県支出金	1 県補助金	2,000	合併協議会運営費補助金
3 繰越金	1 繰越金	1	
4 諸収入	1 雑入	1	預金利子
歳入合計		23,466	

2. 歳出 (単位:千円)

款	項	金額	摘要
1 運営費		13,791	
	1 会議費	5,076	報酬 3,190 旅費 850 需用費 1,036
	2 事務費	8,715	職員手当等 1,224 共済費 209 賃金 1,724 旅費 600 需用費 1,638 役務費 609 委託料 1,890 使用料及び賃借料 716 備品購入費 105
2 事業費		9,620	
	1 事業推進費	9,620	報償費 700 旅費 100 需用費 990 役務費 240 委託料 6,990 使用料及び賃借料 600
3 予備費		55	
	1 予備費	55	予備費 55
歳出合計		23,466	

第三回合併協議会報告

1、報告された事項
○各小委員会報告について
(2、3ページに記載)

2、議決された事項
議案として次の事項について審議され、それぞれ原案どおり承認されました。
○平成15年度事業計画
○平成15年度会計予算

3、協議された事項

次の項目について提案され、次回以降確認されることになりました。
(継続協議)

- 新町の事務所の位置
- 条例・規則の取扱い
- 特別職の身分の取扱い
- 一般職員の身分の取扱い
- 公共的団体等の取扱い
- 慣行の取扱い

●合併豆知識⑤

「公共的団体はどうなるの？」

合併市町村の区域に、いつまでも従来の市町村単位で各種の公共的団体が存在することは、合併市町村の一体性の早期確立のうえから好ましいことではありません。
合併特例法には『合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整理を図るよう努めなければならぬ』と努力義務が定められています。

『公共的団体等』とは？

地方自治法第一五七条の公共的団体等と同義で、農業協同組合その他の共同組合、商工会の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団等、公共的活動を営むものはすべて含まれ、法人格を持つかどうかは問わないものとされています。

社会福祉協議会

地域住民が主体となり地域社会における社会福祉の問題を解決して、その改善向上を図るため、関係者の参加を得て、組織活動を行うことを目的とする民間の自主的な組織ですが、社会福祉法第一〇七条において「一又は二以上の

市町村に置く」ことになっていきます。昭和六〇年四月以降の市町村合併の事例の全てにおいて社会福祉協議会の統合が行われています。

商工会

商工会の地区は一つの町村の区域とするのが原則(商工会法七条)とされていますが、市町村の配置分合に伴う地区の特例(同第八条)として、『商工会の設立後に配置分合があった場合において、配置分合後の新しい区域とするための定款変更や解散するまでの間は、従前の区域とするもの』とされています。

しかし、合併市町村の一体的な発展を図るために、できるだけ統合に向けて取り組むことが求められます。

消防団

消防団の設置及び区域は条例で定められ(消防組織法第十五条)、一市町村あたりの設置数に制限はありません。消防組織法上、市町村合併が行われた場合の消防団の扱いについては明記されているわけではありませんが、合併協議会の協定項目に盛り込まれる等の理由により、昭和六〇年四月以降に合併が行われた市町村の十八例においては、全て統合されています。

【合併協議会のご案内】

協議会は、公開を原則としており、傍聴することができます。なお、会場の都合等で傍聴を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【第4回 合併協議会】

日時 ■ 平成15年4月17日(木) 14時～
場所 ■ 瀬戸町民センター2階会議室

※お気軽にお問い合わせ下さい。

●ご意見をお寄せ下さい●

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。

伊方町・瀬戸町合併協議会事務局

Tel: (0894) 38-2670 Fax: (0894) 38-2669

ホームページ: <http://www.ikata-setogappei.jp/>

E-mail: is@ikata-setogappei.jp

※ 合併担当窓口

伊方町役場企画財政課

瀬戸町役場総務課

Tel: (0894) 38-0211(代)

Tel: (0894) 52-0111(代)

Fax: (0894) 38-1373(代)

Fax: (0894) 52-0570(代)